

- ③特定保健指導の内容に関する基準
- ④特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- ⑤運営等に関する基準

(5) 周知や案内の方法

国の定める支援グループに該当する者に対しては、特定保健指導利用券を送付します。

(6) 保健指導実施者の人材確保と資質向上

医療保険者での生活習慣病対策、予防重視の基本的な考え方のもと、必要な保健師を配置するとともに、アウトソーシングの活用を進めます。

(7) 事業主健診データの保管方法及び保管体制、保管等に関する外部委託について

労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診したもののデータについては、個別に昭島市国民健康保険に提出することとします。

なお、提出にあたっては原則磁気媒体としますが、紙媒体での提出についても対応します。

また、特定健康診査・特定保健指導に関するデータの管理は、原則5年間保存とし、東京都国民健康保険団体連合会に委託するものとします。